

B

凍結（凍結延長）を行ったのは

保険

自費

現在、保険で体外受精の治療中である

はい

いいえ

保険での延長となります

自費での延長となります

自費での延長となります

【手続き可能期間】

「胚凍結保存管理料」もしくは
「胚凍結保存維持管理料」

発生日より**1年後から1ヶ月以内**に受診して
延長申請・手続きを行ってください。

【手続き可能期間】

「胚凍結保存管理料」もしくは
「胚凍結保存維持管理料」

発生日より**1年1ヶ月後まで**にホームページ
より延長申請・手続きを行ってください。

【手続き可能期間】

凍結期限から1ヶ月後までにホームページ
より延長申請・手続きを行ってください。

期間内の延長申請・手続きがない場合は**胚
を破棄させていただきます**。

例) 2023年4月1日に胚凍結をした場合
手続き可能期間は2024年5月1日まで
*凍結期限前の2024年3月1日に手続きも可

受診をされていても**延長の申請・手続きがない場
合は延長できません（破棄させていただきます）**
ので、必ず申請・手続きをお願い致します。

期間内に延長申請・手続きがない場合は
胚を破棄させていただきます。

例) 2023年4月1日に胚凍結保存管理料が発生した場合
手続き可能期間は2024年5月1日まで
*凍結期限前の2024年3月1日に手続きも可

例) 2023年4月1日に胚凍結保存管理料が発生した場合
手続き可能期間は2024年4月1日～2024年5月1日の間